

1 2 月 1 9 日 (第 4 号)

# 平成26年第5回豊能町議会定例会会議録目次

平成26年12月19日（第4号）

出席議員	1
議事日程	2
開議の宣告	3
総務建設水道常任委員会の閉会中の所管事務調査の報告について	3
福祉教育消防常任委員会の閉会中の所管事務調査の報告について	4
（常任委員会委員長報告・質疑・討論・採決）	5
第47号議案 豊能町保育の必要性の認定の基準を定める条例制定の件	
第48号議案 豊能町税条例等改正の件	
第49号議案 豊能町立留守家庭児童育成室条例改正の件	
第50号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件	
第51号議案 豊能町下水道条例改正の件	
第52号議案 豊能町立公民館条例改正の件	
第53号議案 豊能町立総合体育施設条例改正の件	
第54号議案 豊能町公共下水道水洗便所改造資金貸付基金条例廃止の件	
第55号議案 平成26年度豊能町一般会計補正予算の件	
第56号議案 平成26年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件	
第57号議案 平成26年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算の件	
第58号議案 平成26年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件	
第59号議案 平成26年度豊能町下水道事業特別会計補正	

	予算の件	
第60号議案	平成26年度豊能町水道事業会計補正予算の件	
	(議案提案説明・質疑・討論・採決)	
第16号議会議案	第51号議案豊能町下水道条例改正の件 に対する付帯決議……………	2 1
	福祉教育消防常任委員会の閉会中の所管事務調査について……………	3 1
	町長あいさつ……………	3 1
	閉会の宣告……………	3 2

## 平成26年第5回豊能町議会定例会会議録（第4号）

年 月 日 平成26年12月19日（金）

場 所 豊能町役場議場

出席議員 14名

1番 野村 剛志	2番 管野英美子
3番 永谷 幸弘	4番 橋本 謙司
5番 井川 佳子	6番 高橋 充徳
7番 岩城 重義	8番 小寺 正人
9番 永並 啓	10番 竹谷 勝
11番 福岡 邦彬	12番 高尾 靖子
13番 西岡 義克	14番 川上 勲

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	田中 龍一	副 町 長	中井 勝次
教 育 長	石塚 謙二	総 務 部 長	内田 敬
生活福祉部長	木田 正裕	建設環境部長	石田 望
上下水道部長	高 秀雄	消 防 長	高田 龍二
会 計 管 理 者	川上 和博	教育総務課長	塩山 博之

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	乾 利昭	書 記	杉田 庄司
書 記	増田 稔		

議事日程

平成26年12月19日（金）午後1時00分開議

- 日程第 1 総務建設水道常任委員会の閉会中の所管事務調査の報告について
- 日程第 2 福祉教育消防常任委員会の閉会中の所管事務調査の報告について
- 日程第 3 第47号議案 豊能町保育の必要性の認定の基準を定める条例制定の件  
第48号議案 豊能町税条例等改正の件  
第49号議案 豊能町立留守家庭児童育成室条例改正の件  
第50号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件  
第51号議案 豊能町下水道条例改正の件  
第52号議案 豊能町立公民館条例改正の件  
第53号議案 豊能町立総合体育施設条例改正の件  
第54号議案 豊能町公共下水道水洗便所改造資金貸付基金条例廃止の件  
第55号議案 平成26年度豊能町一般会計補正予算の件  
第56号議案 平成26年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件  
第57号議案 平成26年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算の件  
第58号議案 平成26年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件  
第59号議案 平成26年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件  
第60号議案 平成26年度豊能町水道事業会計補正予算の件
- 日程第 4 福祉教育消防常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第1 第16号議会議案 第51号議案豊能町下水道条例改正の件に対する付帯決議

開議 午後1時00分

○議長（竹谷 勝君）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1「総務建設水道常任委員会の閉会中の所管事務調査の報告について」並びに日程第2「福祉教育消防常任委員会の閉会中の所管事務調査の報告について」以上2件を一括議題といたします。

本件に対する各常任委員会の報告を求めます。

総務建設水道常任委員会岩城重義委員長。

○総務建設水道常任委員会委員長（岩城重義君）

それではただいまより総務建設水道常任委員会所管事務調査の報告をいたします。

日時は平成26年11月10日から11日にかけて2日間で行いました。場所は香川県多度津町そして香川県の小豆島町を訪れました。参加者は委員7名全員参加、随行者は理事が石田部長、高部長、内田部長の3名と乾事務局長の4名でございました。

視察の目的としましては、豊能町の農業は現在担い手不足などさまざまな事情で耕作されていない農地がふえています。その対策としてふれあいファームとか高齢者学習農園の事業を行い、耕作されていない農地を活用し、基本的な農業知識を学ぶ学習農園を開講しています。またボランティアグループの農のふるさと協力隊への支援を行い、高山地区での耕作放棄地となった約36ヘクタールの田んぼを整備し、高山の棚田の景観保全に努めているところであります。そして豊能町にはなにわの伝統野菜1

7種類のうち高山ゴボウと高山の真菜の2種類が入っており、府内の市町村でなにわの伝統野菜を2種類以上の原産地となっているのは大阪市のほか豊能町だけとなっています。高山ゴボウは色が色黒ですが香りがよくとてもやわらかいのが特徴であります。最近栽培農家が少なくなり貴重な野菜となっております。豊能町は府内ではかなりの高地に位置し、生産される農作物は味のよさが際立っています。しかしながら後継者不足による耕作されない農地の問題は深刻なものであります。このようなさまざまな問題を解決するために先駆的な事業を展開している多度津町と小豆島町の施策を調査することになりました。

調査先の多度津町は平成6年に香川県に大渇水が起き、取水制限率75%と長期的な水不足を記録しました。多度津町も産業や特に農業に大きな影響があり、以後毎年のように渇水による水不足に悩まされておりました。このような経験を踏まえ、下水道再生水を利用し安定した農業用水を確保することができるようになったということでもあります。また、農業の活性化、棚田の景観保全とあわせて、この問題の解消のために定住人口増加策と農家の高齢化などで景観の継承が危ぶまれている棚田を、全国から募った会員に耕作してもらおうというオーナー制度で成功している小豆島町を選択したわけでもあります。

視察の結果としましては、多度津町において事業活動を実施する上で苦勞した点として、国土交通省の水環境創造事業また環境省の水空間再生施設整備事業、農林水産省の農業用水再生対策事業及び香川県共同事業として3省1県にまたがり関係事業について補助を得る中、各省の制度による規制がかかり、その際その協議申請等に3年間を費やしたことであります。また下水

道処理水を農業用水として利用するに当たり、各地元水利組合また農業従事者の理解を得るための事業の説明会を多く開催し、全戸の同意が得ることができたということでした。これにより何とか農業用水の確保も十分できるようになったとのことでありました。

次に小豆島町におきましては、中山地区は農村歌舞伎が行われる千枚田を中心に伝統文化が息づく地域でありました。近年は瀬戸内国際芸術祭の会場や映画の「八日目の蝉」のロケ地になるなど観光客からも注目を集め、千枚田が魅力ある地域の宝であることがきっかけとなり、住民ら16人で小豆島町中山棚田協議会を発足させ環境の保全に努められておりました。棚田オーナー制度を設け、多くの人の支えで千枚田の保全の活動が行われております。町も農林水産課に棚田課を設け協働して協議会の取り組みを後押しをしております。予算計上もやっております。地域を愛し自分たちの責任で宝を守っていこうという意識が高い、また担い手の確保なども課題が多いですけれども、耕作放棄地を抑止するモデルになる可能性を秘めているものと感じました。

以上、簡単でございますけれども大変よい視察となったと思いますことを報告しまして報告といたします。

○議長（竹谷 勝君）

次に、福祉教育消防常任委員会永並啓委員長。

○福祉教育消防常任委員会委員長（永並 啓君）

こんにちは。永並啓です。

それでは、福祉教育消防常任委員会の所管事務調査の報告をさせていただきます。

福祉教育消防常任委員会では11月5日、6日にかけて委員全員で、あと随行者として教育長と保健師長、あと事務局のほうか

ら増田さんに随行いただき行ってまいりました。静岡県富士宮市におきましては、地域包括支援について、東京都羽村市に小中一貫教育について調査を行ってきました。今回の視察を行うに当たりまして、委員でまず目的について話し合い、今後豊能町が直面する問題として小中一貫教育についてと、現在直面している問題として地域包括支援についてを目的に決めました。そしてまず豊能町における現状把握のために担当課に御協力をいただき、豊能町における現状を説明していただきました。その結果、地域包括支援において先進地である富士宮市と、三つの中学校区で施設隣接型と施設分離型の小中一貫教育を進めている東京都羽村市に決定させていただきました。随行者といたしまして、行政のほうからは小中一貫教育についてはこれから豊能町が決めることですので、意志決定にかかわる立場である教育長そして地域包括支援については豊能町でも現在進行形で抱えていることでもありますので、現場の最前線である保健師長に随行をお願いいたしました。

まず富士宮市におきましては、一人の若年性認知症の方に対する支援のあり方について説明を受けました。富士宮市では、地域包括支援センター、介護事業所、地域住民、キャラバンメイト、医療のネットワークが構築されているためたった一人の問題に対しても富士宮全体で取り組むことができていました。介護サービスを当て込むだけではだめで、地域の中で生活していくことが重要で、本人本意の支援体制の構築をすることが重要とのことでした。地域での支援ネットワークは、見守りが必要な高齢者のためでもなく、要介護高齢者のためでもなく、ひとり暮らしの人のためでもなく、広く地域住民のため、将来の自分のためにあるという視点が大切ということでありま

した。

もう1点注目すべき点は、富士宮市は昔から福祉に力を入れていたわけではなく、たった8年でここまで来たという現実であります。そこには熱意のある一人の職員と、その熱意を受けとめる上司やトップの存在がありました。認知症サポーターの数も8年で講座を289回開催し、延べ1万人を超えるに至りました。今では子どもたち向けのサポーター養成講座も行っており、まさに世代を超えて富士宮市全体で見守っているということが伝わってまいりました。

羽村市におきましては、学力向上、中一ギャップの解消、不登校出現率の増加などから小中一貫教育を検討し、平成23年度から施設隣接型を1校、平成24年度から施設分離型を2校実施していました。小学校から中学校までの9年間で小1から小4までの前期、小5から中1までの中期、中2から中3までの後期の3段階に分け、系統のある、つながりのある指導を行っていました。

特色ある教育といたしまして、英語教育、郷土学習を行う羽村学、キャリア教育と位置づけられた人間学、さらに家庭教育の重要性から親学を特色ある教育として位置づけていました。

英語教育では小1から全校で英語教育を行い、大学とのインターンシップを活用したりしていました。

羽村学では地域の歴史や文化を理解するだけでなく、地域を愛する人材育成、地域に貢献する人材育成という観点から、子どもたちによる花いっぱい運動や救命救急講習、防災訓練への参加なども行ってまいりました。

小中一貫教育の特徴的な取り組みとしては、小学校・中学校間の相互乗り入れ事業、小中の教員の交流を行っていました。それ

によりお互いの指導内容、方法を知ることできますし、子どもたちのレベルもわかりますので一貫した教育につながるということでありました。

また授業だけではなく班活動や部活動などを通じて児童・生徒の交流を行っていました。中学校3年生が小学校3年生を教えるリトルティーチャー制度など特徴的な取り組みを実施していました。

また今回の結果、新たな課題も見えてきました。地域包括支援につきましては、いかに住民の皆さんの協力を得ていくのかということ。小中一貫教育については豊能町においては羽村市のようにいろいろなパターンで実施することはできませんので、どのように学校を再配置するのか事前の調査が非常に重要になってまいります。豊能町の未来につながる学校の再配置ができるよう、新たに見えてきた課題を委員全員で課題解決に向け取り組んでいきたいと思っております。

最後に、今回の視察に当たり、事務局、担当部署など多くの方の協力のもと無事に終わることができました。ありがとうございました。

以上で視察報告を終わります。

○議長（竹谷 勝君）

日程第3、第47号議案から第60号議案までを議題といたします。

これに対する各常任委員会の報告を求めます。

総務建設水道常任委員会岩城重義委員長。

○総務建設水道常任委員会委員長（岩城重義君）

それでは、平成26年第5回定例会総務建設水道常任委員会の報告を行います。

出席者は7名全員であり、委員外出席は橋本副議長に参加をいただきました。

第1、第48号議案、豊能町税条例等改



正の件につき、提案説明の後質疑に入り、この改正に関するシステム改修費用は幾らかとの問いに対し、77万円の見積もりとなっていますとの答弁でございました。

また本町で軽自動車の比重がふえていると思うがどうなのかとの問いに対しまして、50cc及び90ccのバイクは減っていますが軽自動車はふえているのが現状でありますとの答弁でございました。

また施行期日が子ども・子育て支援法の施行日となっているものがあるがどういふことかという問いに対しまして、子ども・子育て支援法の施行の日に事業所となるところの固定資産税を非課税措置とするものですとの答弁でございました。

討論なし、採決は挙手全員で可決されました。

次に第51号議案、豊能町下水道条例改正の件であります。

提案説明の後質疑に入り、平成19年度及び平成22年度の改定率はどうなっていたのかとの問いに対しまして、平成19年度は29.98%、平成22年度は36.32%ですとの答弁でございました。

また今回の引き上げによる影響額はどの問いに対しまして、一般家庭の場合月当たり税込みで2,149円から2,592円となり、443円の増となりますとの答弁でございました。

さらに一般会計からの繰入金を継続することにより値上げを先延ばしすることはできないのかとの問いに対しまして、下水道の収支を見ますと平成27年度から赤字に転落するため、それを防ぐためには受益者負担の増が必要であると考えました。また町の財政健全化推進プランにより来年度から基準外繰入金はなくなりますが、仮にあったとしても他の負債等もあり下水道会計は厳しい状況であり、平成30年度まで黒

字を保てるような値上げの額となっていますとの答弁でございました。

また歳出の削減の取り組みと今後についてはどうなのかとの問いに対しまして、平成16年7月に上下水道の統合により人件費の削減を行いました。その他主なものとしては水路清掃や除草の委託から直営への切りかえ、またマンホールポンプ設備点検の隔年化等により経費の節減を行いましたとの答弁でございました。

さらに近隣市町村の繰入金の内容はわかっているのかとの問いに対しまして、他市町村の状況はどこの市町村も下水道会計が厳しい状況であり、足りない場合は一般会計から繰り入れている場合もありますとの答弁でございました。

さらに水道事業自体の民間委託は考えていないのかとの問いに対しまして、全国的及び世界的では見られておりますが、問題が多いと聞いておりますが、検討はしていきますとの答弁でございました。

さらにこの値上げは定住化施策や人口をふやす施策に相反することにならないのかとの問いに対しまして、公共料金の値上げは住民に負担をかけることとなりますが、下水道整備は町の景観を保つことにつながり、下水道を維持することが長い目で見ると町の魅力の保持につながると考えていますとの答弁でございました。

賛成討論一つ、反対討論一つございまして、採決に入り、挙手多数で可決いたしました。

次に第54号議案、豊能町公共下水道水洗便所改造資金貸付基金条例廃止の件でございまして。提案説明の後、質疑なし、討論なし、採決は挙手全員で可決されました。

次に第55号議案、平成26年度豊能町一般会計補正予算の件につき、提案説明の後質疑としまして、今回の補正予算に入っ

ている箕面グリーンロード及びバス助成交付に係る人件費は幾らかとの問いに対しまして、総額192万9,000円であり、内容は非常勤職員報酬、時間外勤務手当、管理職特別勤務手当でありますとの答弁でございました。

さらに土砂崩落に関する費用は本来大阪府で対応すべき問題であり、町の負担にならないように求める必要があると思うがどうかとの問いに対しまして、府と町とで役割分担についてこれまで何度も協議を重ねて今ここに至っております。町の支出を減らすことについては求めておりますが、正式な回答は現在もらっておりませんとの答弁でございました。

討論なし、採決は挙手全員で可決されました。

次に第59号議案、平成26年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件でございます。

提案説明の後質疑なし、討論なし、採決は挙手全員で可決されました。

次に第60号議案、平成26年度豊能町下水道事業会計補正予算の件につき、提案説明の後質疑に入りましたけども、質疑なし、討論なし、採決は挙手全員で可決されました。

閉会は午前11時28分でありました。

以上で総務建設水道常任委員会の報告を終わります。

○議長（竹谷 勝君）

次に、福祉教育消防常任委員会永並啓委員長。

○福祉教育消防常任委員会委員長（永並 啓君）

平成26年第5回定例会、福祉教育消防常任委員会を、12月12日、午前9時30分から開会いたしました。委員全員出席のもと開会されました。

委員外出席として竹谷勝議長に出席をお願いいたしました。欠席委員はなしです。

それでは報告をさせていただきます。

まず、少し長くなりますのでよろしくお願い申し上げます。

まず、第47号議案、豊能町保育の必要性の認定の基準を定める条例制定の件につきまして、質疑といたしまして、緩和を緩くするのになぜ1年待つ必要があるのかという質疑に対し、受け入れ体制の都合で一気に緩和をすると入所者がふえるという可能性があり、施設の許容範囲もあるためですという答弁でありました。

この間、1年の緩和措置の間、様子を見るだけでは実態はわからないと思うが、小まめにアンケートをとるなどのことは考えているのかという質疑に対し、アンケートをとる予定は今、事務局内でも検討をしかねているところですが、平成27年度入所締め切りが終わりましてその入所の状況を見ながら進めていきたいと考えているという答弁でありました。

続きまして、既に平成27年度の保育所の入所の案内は120時間ではなく既に96時間とされている。この認定の分も別に今の条例にのっとらずにもう先に行っている。これを今出してくる必要があるのか。条例が認められていないのに先に行うことの必要性はということに関しまして、質疑に対しまして、その件につきましては課としても十分検討しまして、ただ募集時期と12月議会との時間のずれがあり、国のほうからおりてくるのが遅かったというところで保護者説明会をしないと来年度の保護者の予定が立たない。例年9月、10月に保護者説明会をしていますが、それをおくらせて11月にさせていただきました。その中でやむを得ず冊子を配らせていただいたんですが、その最初のところに、この御案内

は現時点での予定であり、今後内容が変更する場合がございますということで、保護者が来年度に向けてやはり準備がありますのでその部分でそういう御指摘を受けるだろうとは思いましたが、予定という言葉を入れながら提案させていただいたという答弁でありました。ほかにこの1年間の経過措置に関しまして基本的に待機児童がたくさんあるようなところはこういう経過措置は設けるべきであるが、豊能町においてこの経過措置が本当に必要なのかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、他市町村を見ますと120時間という設定をしているところがほぼありません。そして豊能町の基準がとても厳しかったというのがあります。その部分で一気に64時間まで下げるというのもなかなか予想がつかないというところがあります。ただ昨今の状況を見てみますと、幼稚園で預かり保育を5時まで実施しましたところ、保育所で5時まで預かるとか短時間で預かっておられた方、幼稚園でも十分賄えるということで幼稚園に保育所のほうから動かれる方も出てきています。保育所から幼稚園へという動き、5時まで預かってもらえるんだなということで、そういう部分で短時間の方については今、幼稚園のほうを利用できるのかなというところもあり、一気に64時間まで下げずに今回の提案、一段階緩和ということで96時間という緩和措置をとらせていただきましたという答弁であります。

ほかに質疑といたしまして、ここ数年の出生率を教えてくださいという質疑に対しまして、今までの出生数でゼロ歳児とまとめていくと、平成25年度が59人、平成26年度が59人、平成27年度からは推計なんですけど59人、平成28年度からは57人、54人、52人、50人と減っていくのではないかと

うシミュレーションはしていますという答弁でありました。

ほかに、ファミリーサポート制度は今どれくらいの御家庭が御利用されているのかという質疑に対し、ファミリーサポート事業ですが、昨年度は3種類の会員の方がおられまして、まず預かってあげようという援助会員が10名おられました。預かってもいいし、自分の子どもも預かってほしいという両方の会員の方が48名で、合わせると、預かってあげてもいいという方が58名おられました。その中で依頼された会員は44名でした。今年度は援助会員の方は10名から14名にふえました。それから両方預かってほしいもしくは預かってあげるという方は48名から59名にふえ、合わせて73名ということになりました。今年度は大分拡充されました。預かってほしいという方は徐々にふえていっているというのが現状であります。

討論といたしまして、一つ賛成の討論がありました。一つは、保護者への周知を先にながら議会に議案を提出してくる、この進め方については決して許されるものではない。そのあたりについては今後そういうことのないように必ずお願いしたいと思う。

あと、就労時間の120時間から96時間ということで1年間の経過措置をとる、このことについても委員会の中でさまざまな議論があった。その点について64時間に向けて平成28年度から実施されるのであれば、今の平成26年度、平成27年度のうちにしっかりニーズを把握しながら打てる対策は全て打ち、平成28年度の募集に備えることはしっかりしていただきたいと思う。本来なら64時間にすべきだということで反対したいところではあるが、もう既に保護者への周知等々をし、またもう

募集も締め切っているということから、そこは混乱を招くということから、今回は賛成したいと思うという討論でありました。

採決の結果、挙手全員で可決されました。

続きまして、第49号議案、豊能町立留守家庭児童育成室条例改正の件につきまして、質疑といたしまして、3年生までだった留守家庭児童育成室の条件が、希望する児童は6年生まで利用できるよくなるということによいのかということに関しまして、そのとおりですということでありました。

そしてこれらのニーズ調査はされたのかという質疑に対し、現在のところ1年生から3年生までの募集をしており、今回のニーズ調査の中で4年生から6年生につきまして平成27年度アンケートの中で65名という人数の調査が出ています。実際この数が本当に、今3カ所開いているわけですが、1カ所20名増というのが対応できるのかどうかというところが懸念されておりましたが、今回1教室を学校からお借りしまして育成室の部屋を広げて対応できるというふうに考えましたので、今回の提案をさせていただきますという答弁でありました。

このアンケートは無記名ということかという、本来であれば学校ごと、学年、どの学校の何年生がというところぐらいまではアンケート調査の内容に加えていいのではないかという質疑に対し、今回、子ども・子育て審議会のほうで実施したニーズ調査は無記名で、その辺が把握できないアンケートになっているという答弁でありました。

ほかに、人数がふえることによる体制、見る側の体制はどのように強化されるのかという質疑に対し、現在定数に対して2名の非常勤を配置しています。それにつきま

しては40名までも2名という体制になります。ただ、学校の余裕教室を使いますので今までの育成室と離れるというところがありますので、それについては時間によって2カ所に分かると人手が倍要りますので、育成室は5時までは使わない。5時までは学校の教室をお借りして40名という定員を設定しそこで見ると。そして5時を回りますと児童数が減りますので以前の育成室を使い対応したいと考えている。そのため現在でも非常勤職員の人数は2名ということで変わらないという答弁でありました。

ほかに、40名の子どもを2人で見ると、これは限界だと考えている。高学年だったら見れることもできるが、低学年の子らが子どもたちだと2名で見るとするのは非常に難しいのではないかと思う。費用のこともあるだろうが、子どもの安全を確保するという意味でこれで十分だというふうに判断されているのかという質疑に対し、答弁といたしまして、やはり高学年のお子さんと低学年のお子さんを預かるというところで、遊びの質とか行動、動きが違うというところはとても懸念しています。その分については今後非常勤をふやすとかという対応を検討していくということでありました。来年度予算になりますが考えていきたいと思っておりますという答弁でありました。

今回、3年生から先、高学年を預かることになります。今プログラムの問題ではありますが、やはり教育というものは適時性の問題が重要であります。新しいメニューとかカリキュラムみたいなものはどうなっているのかという質疑に対し、高学年を今回受け入れるということで、高学年につきましては同じプログラムなんですけど放課後学習とか学習の部分がとても要る、必要になると考えていますので、学校にはも

う一部屋、わくわく教室で使える部屋をくださいというふうにお願いしています。その部屋では高学年などは学習を中心に育成室のプログラムとして自主学習を必ずしましょうとかそういう部分の学習プログラムを考えたいなというふうに思っておりますという答弁でありました。

討論なし、挙手全員で可決されました。

続きまして第50号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件につきまして、これは40万4,000円にふえたということではなくて、片方の3万円が1万6,000円に減ったから、帳じりを合わせるために40万4,000円にしたということで総額は変わらないということかという質疑に対し、そのとおりでございますという答弁でありました。

ほかに、60人しか生まれていない現状を考えると、町の施策として分娩入院費用とか定期健診の費用なども含めることはできなかったのかという質疑に対し、町長のほうから、今の町のスケールメリットといえますか、それをフルに生かさないといけないとは思っております。小さいがゆえにというメリットも生かしていきたいという思いはあります。ですのでそういった視点というものも大事だと思いますので、そういった視点を大事に考えていきたいと思っておりますという答弁でありました。

討論なし、挙手全員で可決されました。

続きまして第52号議案、豊能町立公民館条例改正の件につきまして、質疑といたしまして、料金の上がる具体的な論拠的なところをお示しいただきたいという質疑に対し、財政健全化プランの中で先ほども原価計算をさせていただきました。これも一つの根拠であるというところで、まず中央公民館、西公民館とも原価計算をさせていただいて、公民館といいますのは公費負担

率が50%、使用者50%という中で原価計算をさせていただきました。その中で結果として中央公民館は今公費負担率が93%、西公民館が77%とかなり安い、住民の負担が低いということもありまして今回の料金改定に至ったというところであります。

あと値上げの理由につきましては財政健全化プランに基づいて平成26年度から平成30年度までの推進プランの中で改定したということでもあります。

ほかに質疑といたしまして、平成30年度までの推進プランということでは伺いましたが、では平成30年度までは上げないという方針なのかという質疑に対し、財政健全化推進プランに基づきましては、今度は平成30年度以降になりますので、それまでは改定は今のところ考えていないということでございます。ただ消費税のほうもまた変わるということになれば、その辺については検討する必要があるというふうに思っておりますという答弁でありました。

ほかに実際これで増収、これで町の予算の中で年間どれくらいの金額を見込んでいるのかという質疑に対し、今回の使用料改定に伴いまして、まず中央公民館では7万8,562円、西公民館につきましては36万2,395円の増収になるという答弁でありました。

値上げを認めると住民の皆さんになぜ上がったんですかと聞かれる。その場合どういったところをどう説明すればいいのか。例えばどういったところがよくなるのか、そういったことの説明をできるのかということ、施設的な改善はされるのかという質疑に対し、修繕等の予算もございまして利用者にも迷惑がかからないように優先順位をつけて修繕のほうは今現在もさせていただいております。今後使用料が上がったか

らサービスが向上、使い勝手がよくなる、その辺も含めて修繕も対応していきたいと考えております。

住民の皆さんにとっては、値上げをするとうごくふえたというふうにとられます。たった7万円とか36万円というふうには思われません。値上げされたらうごく町の財政が改善されたというふうに感じられる。そうした値上げをしたことによる悪いイメージを与える悪影響の効果というものを考えられたのかという質疑に対し、この収入増によって何かプラスアルファしようという考えは基本的にはありません。財政再建、財政健全化プランの中で歳入を上げるという考え方、このことを具体化して40万円足らずではございますが提案させていただきましたという答弁でありました。

ほかに質疑といたしまして、公民館は公でするので町の人間が使うというものは当たり前であります。その使う人間のトップ、町がグループのリーダーであって、その下にどういう人が、どういう住所の人がいるのかということ調べているのかという質疑に対し、公民館の利用については社会教育関係団体登録と公民館使用団体の登録と2種類ありまして、社会教育関係団体登録については会員名簿も全ていただいて、うちのほうで審査させていただいて登録をしています。

あと公民館の使用は公民館だけ使いたいという方については使用内容届というのを提出していただきます。そのときには利用者の最大約5名くらいの、代表者を入れて5名くらいを明記していただくことになっております。その中で町内、町外の確認はさせていただいておりますという答弁でありました。

公民館やシートスだけではなく、ほかにもさまざまな施設がある。豊寿荘とか永寿

荘とか、そういうところも使用料ということで町長は今後考えているのかという質疑に対し、豊寿荘、永寿荘とこちらとは位置づけが違うものと認識しております。こういった形で料金をお支払いしていただいている施設ということですので、そちらについては豊寿荘、永寿荘とは位置づけが違うというふうに認識しておりますという答弁でありました。

社会教育団体の登録をしているところに対しての減免はどのようになっているのかという質疑に対し、減免のほうは青少年、青少年育成あとボランティアの団体だけが減免の対象となっています。100%減免でありますという答弁でありました。

討論といたしまして、反対討論といたしまして、豊能町の財政健全化推進プランの中での今回のこの上程は私は反対をさせていただきます。やはりもっと中身を詰めて、実際財政の健全化に臨んでいただきたい。そして上げるのであればもっと具体的に、公民館をどのように使っていきたいのか、町全体を俯瞰して見ていただきたい、そのために反対させていただきますという討論でありました。

ほかに反対討論がありました。私は安いとは思っていますが、もっと上げてよいと思っていますが、1年半後に消費税が上がります。これは30年後にもう一度見直すとおっしゃいましたが、平成30年、そのとき消費税が10%になったときにまた上げる可能性が出てきます。やはりもう少し大きく負担していただく、そういうような考え方で今後提案していただきたいということで、今回の議案については反対をさせていただきますという討論でありました。

採決の結果、挙手少数で否決されました。続きまして第53号議案、豊能町立総合体育施設条例改正の件につきまして、この

値上げをすることによって幾ら、どれくらいの効果額があるのかという質疑に対し、トータルで459万3,635円でありますという答弁でありました。

町内、町外との差別化はされているのか、料金等を含めて教えていただきたいという質疑に対し、専用利用につきましては町外が2倍、個人利用についても共用部分については2倍です。定期利用につきましては1.2倍とお安くなっておりますという答弁でありました。

続きまして町内、町外の中で町内が優遇されるような料金的なもの、例えば町内、町外が差別化といったら、本来はそういった差別化をするべきと思うが、そのあたりはなぜできていないのかという質疑に対し、教室利用につきましてはかなり町内、町外の使用頻度は55%が町内。45%が町外という形になっていますので、東京ドームとしては皆さん均等に利用していただくという考えだと思うんですが、その辺につきましては館長を含め一度お話しさせていただきたいとは思っていますという答弁でありました。

ほかに質疑といたしまして、町民だったら理解できるが、町外なのにはほかのものは2倍、例えばほかの施設も2倍になっている。しかし定期利用だけが1.2倍なのはなぜか、こちらも2倍にしたらという質疑に対し、定期利用というものは確実に来ていただける会員さんということでございますので、町内、町外を含めて、町外のほうは2倍とらずに1.2倍に抑えているということでありますという答弁でありました。

町内の方は税金を払っていただいていますので、基本的に町内の人を優先に使っていただくようなことは考えているのかという質疑に対し、アリーナ、体育館、テニスコートを含めてですが、町内利用の方が93.

7%、町外利用の方が6.3%ということでございますので、今のところ優先利用とかそういう形で違いを設けるといようなことは検討しておりませんという答弁でありました。

続きまして今回年齢条件が65歳以上から75歳以上が変わる。実際この65歳から75歳までの利用者数というのは全体利用者数の大体何%を占めているのかという質疑に対し、まず個人利用につきましては全体で4万1,574人の利用の中で65歳以上が1万6,896人、40.6%の利用であります。専用利用については65歳以上は一般と同じ金額ですので、あと定期利用についてですが、全体で3,633人の利用の中で2,835人、78%が65歳以上ということでございますという答弁でありました。

討論なし、採決の結果、挙手全員で可決されました。

第55号議案、平成26年度豊能町一般会計補正予算の件（関係部分のみ）につきましては、質疑といたしまして、被服貸与の件に関しまして、2年だったら2年、消耗度合いによって3年、4年になるかもしれないが、更新する際のその新規の被服の管理はどのようにしているのかという質疑に対し、古い物品については回収は行っておりませんが個人のモラルで廃棄するようにしていますという答弁でありました。

続きまして公共性の高い事業者などの衣服の捨て方、普通のごみとして捨てたということであるとそれを悪用されるケースも多々あったりするというふうに考えます。廃棄するときは例えば豊能町消防本部というものを全部切って捨てるとか、そこができないのあれば消防署のほうで新旧交代して新しいのを渡す。古いのを回収して何らかの廃棄物処理をするとか、そういった対

応はされたほうがいいのではないかという質疑に対し、今後そのように裁断して廃棄するように指導してまいりますという答弁でありました。

討論なし、採決の結果、挙手全員で可決されました。

第57号議案、平成26年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算の件につきまして、質疑といたしまして、診療所についてもともと財政健全化推進プランにも民間活力の導入を図るということで上げられていたが現状はどうなっているのか。今後平成30年度までに向けてどのように進めていくのかという質疑に対し、地域の医療機関として未永く経営していただくということを前提にいろいろな付加価値をつけていきたい。医療の法人もしくは福祉的、具体的には介護施設を併設できるような法人、この辺に現在働きかけておりますが、今のところよい返事をいただいている状況ではないということでありましてという答弁でありました。

討論といたしまして、1件、賛成討論がございました。先ほどの第56号議案、第57号議案も含めて討論します。やはり給料をもらうのにはやる気を出してもらわないといけないので、人事院勧告がどうのこうのというより自信を持って上げてくれというふうに町全体が一つになって住民の皆さんのために大きな声で給料を上げてくれと言えないと思う。今後その辺も含めてちゃんと一丸となってやってもらうことを希望して賛成討論しておきますという討論でありました。

採決の結果、挙手全員で可決されました。

続きまして第58号議案、平成26年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件につきましては、質疑なし、討論なし、採決の結果、挙手全員で可決されました。

午後3時40分に閉会というふうになりました。

以上で報告を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（竹谷 勝君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

審議がスムーズに行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の委員各位の質疑は差し控えていただきますようお願い申し上げます。

第47号議案から第60号議案までの14件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

第49号議案、文面改定等々ございまして中身も違うんですけど、2条の中で児童育成室に有料入室させようとする保護者は町長が云々という中で、児童育成室に入室させようとする保護者は町長の許可を受けなければならないというような文面が出てまいります。2条の2の中で、前項云々の中で保護者の労働、疾病その他の理由によりその保育に欠けることの中で、保護者が労働、疾病その他の事由により昼間家庭にいない者で保育が必要と認められること。その文言の中で、同じ改正前と改正後で何か、昼間家庭にいない者でとか、入室させない者とか、非常に言葉の使い方、僕は荒いと思う。教育委員会はもう少し言葉に責任を持ってもらいたい。保護者が労働、疾病、それはわかりますわ。ところが次は昼間家庭にいない者でって、子どものこと者ですか。保護者や、ごめんなさい。保護者かな。何かこの言葉、ちょっと僕はおかしいと思う、者とかね。やっぱりもうちょっと名前を変えてもらいたいと思うんですけど



ど、この辺について何か議論あったんですか。

○議長（竹谷 勝君）

永並委員長。

○9番（永並 啓君）

条例の文言のことではと思いますが、使  
い方にもうちょっと丁寧になってはという  
ことですが、このことについての議論はご  
ざいませんでした。

○議長（竹谷 勝君）

ほかございませんか。

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

野村です。

第51号議案について御質疑をさせてい  
ただきます。

一般会計からの繰入がなくなるというこ  
とで、料金を直接的に、つまり今までは間  
接的に負担をしていただいたんですが、住  
民にさせていただいたんですが、今回から直  
接的な負担を強いるということになります。  
これによってやはり料金が上がるというこ  
とで、この出たプラス分について、その財  
政健全化というのが大きな目的となってい  
るんですが、これについて大変大きな効果  
があるというふうな協議があったかどうか、  
答弁があったかどうか、ちょっと確認をさ  
せてもらいたいです。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

岩城重義委員長。

○7番（岩城重義君）

そのようなプラスのなる分の質疑はなか  
ったと、答弁はございませんでした。

○議長（竹谷 勝君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。ございませ  
んか。

（発言する者あり）

○議長（竹谷 勝君）

一括ですね。この後、採決は順番に入っ  
ていきます。

（発言する者あり）

○議長（竹谷 勝君）

暫時休憩。

（午後1時58分 休憩）

（午後1時59分 再開）

○議長（竹谷 勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

日本共産党の高尾靖子でございます。

今議会に提案されました議案に対して意  
見を述べ、また第51号議案、第52号議  
案に対して反対の討論をいたします。

第47号議案については、保育の必要性  
の認定の基準を定める条例制定の件でござ  
いいますが、全ての子どもたちに平等で豊  
かな幼児教育を保障し、ニーズ調査をしっ  
かり受けとめて、改定児童福祉法24条1  
項に基づき、町が責任を持って現行水準を  
後退させないよう維持、拡充を求めます。  
実施に当たっては障害者の就労時間に配  
慮し、現行の保育料など保護者負担の軽減  
を求めておきます。

第49号議案、留守家庭児童育成室条  
例改正の件については、全学年対象に引き  
上げたことについては評価いたします。これ  
まで行ってきた基準を後退させないこと、  
また実施に当たって放課後わくわく教室と  
の連携を図ることについては、職員配置や  
集団の規模、実施条件などを確保するこ  
とを強く求めておきます。

第51号議案、下水道条例改正の件は反

対です。今回値上げの理由は、人口減少や節水型機器の普及により配水量の減ということですが、この問題を受益者負担に転嫁することは認められません。人口増のまちづくりなどのおくれが問題ではありませんか。今回、町長の財政健全化推進プランは下水道事業特別会計への繰り出し2,500万円を削減し受益者負担を強いるものでやめるべきです。今議会、財政調整基金8,212万円積み立てるとしてありますが、この一部を使うだけで住民負担は避けられます。下水道事業はものを売って利益を得る仕事ではありません。このままでは数年置きに値上げを繰り返すことになります。財政再建であればライフラインに影響がないプランをつくることを推進を求めます。

以上をもって。

(発言する者あり)

○12番(高尾靖子君)

52は、ちょっとこれは。

(発言する者あり)

○12番(高尾靖子君)

いえ、第51号議案は反対です。その他の残余の議案に対しては賛成といたします。以上で反対討論といたします。

(発言する者あり)

○12番(高尾靖子君)

失礼します。済みません。第52号議案の反対の冒頭の討論いうことは、これはちょっと取り消します。失礼いたしました。ごめんなさい。

○議長(竹谷 勝君)

ほかございませんか。

福岡邦彬議員。

○11番(福岡邦彬君)

第47号議案、第52号議案に反対の討論をいたします。

第47号議案、法案そのものに反対ではありません。しかしながら、先ほど委員長

からも報告がありましたように、この今現在この法案の議案を審査しこれから採決に入ります。その前になぜ保護者に説明し募集することが認められるんですか。こんなことをすれば当然専決処分等々よりもはるかにあげつない行為でございます。専決処分は四つあります。一つはなるほど議会の都合によってできないときもありますけど、これはまさに議会も通っていないのに勝手にやってる。こんなことが果たしてこの議会で許されるのかということに対して、私非常に怒りを感じております。こんなことが認められれば議会の役目なんて何も要りませんわ。はっきり。したがって議会軽視というよりもこの法案自体が無効だと。法案の中身については賛成してるんですけど、このやる手続自体が僕は無効と判断し反対討論といたします。

第52号議案、反対です。公民館条例。これについても先ほど委員長報告ありましたが、財政再建という名目で平成22年に財政再建プログラムの中で二十何項目かありました。その中に書いておりました。それまで社会教育団体と言って登録すれば公民館は皆減免措置を受けていました。その経過すら知らない人が委員会でべらべらとしゃべっておりました。おかしいと思う。そしてその当時はバス代も、東西連絡バスのバス代も無料でした。60歳以上は無料でした。しかしとるようになりました。それはなぜかというと財政再建という大きな命題の中でやってきた推移があります。今回しきりに学習課長は財政推進プログラムの中によってやったとおっしゃってました。しかしながら中央公民館はたかが7万8,000円です。値上げしても。しかもその理由は吉川公民館が満杯やから中央公民館に誘導しようとしたけど、なかなか失敗しましたから適正価格という形で中央公民館値

上げしました。全くこんなことが理由になりますか。私は不思議でしゃあなかった。7万8,000円そして吉川は、西公民館は1割で36万5,000円。ちょっと前に覚えてくださいよ。3日か4日前、ちょうど11月の前に臨時議会のときに、何も頼まれてもしないのに自分たちの三役の給料上げましてんで。皆さん賛成したでしょう。よう肝に銘じてくださいよ。そのお金はどのくらいになるか、皆さん計算してはると思いますが、なぜそのようなことをてんびんにかけて、財政再建ならば財政再建に一生懸命やらなあかん。全部一緒です。そういうことから考えて、私は本当にこのようなお金をとって、しかも公民館活動を制限するような形は断じて許せないと私は思っております。ちなみにここで言うていかどうかわかりませんが、ウエルネス1万歩という町からの施策が出ております。2月25日、3月25日は水曜日です。一生懸命20年前からこの豊能町内で育んできた20年にわたる民間の何にもない団体があります。水曜ウオークという名前です。その水曜ウオークは同じ2月25日水曜日、3月25日水曜日、同じ保健センターで、町がやるやつは午前9時30分、体操したら午前9時40分か45分になるでしょう。私たちはその中に大きく140人ぐらいの人間が集まっています。その中でウエルネスということをやります。本当に町が全く目的も一緒の健康という、あるいは公民館という、本当に町民のささやかな楽しみまで、何かわけわからんような形でやっております。だから私はこのことについては町全体の反省の意味も込めて反対いたします。

以上です。

○議長（竹谷 勝君）

ほか。

西岡義克議員。

○13番（西岡義克君）

西岡でございます。

第52号議案、第55号議案に対し賛成の討論をさせていただきます。

第52号議案、豊能町立公民館条例改正の件に対する賛成討論をいたします。

本議案は豊能町財政健全化推進プランに基づき、歳入の確保と受益者負担の適性化を図るため、町立公民館の使用料の改正を行うものであるということであります。今、西公民館、今回西公民館、中央公民館における財政負担率から、西公民館は10%の引き上げ、そして利用率の低い中央公民館は20%の引き上げということであります。しかし、今の豊能町の真の財政健全化は、単に対症療法では解決できず、根本的な完全治療が必要な状況にあります。それはこれまでの右肩上がりの財政施策からの脱却を図らなければならないということであります。つまりこれまでは全て東西2局施設体制が可能でありましたが、今後なお一層進行する人口減、税収減、財源不足という構造的な悪循環の進行の中で、東西2局施設体制は継続不可能ということを経験しなければなりません。そして根本的な完全解決なくしてなお2局施設体制を続行することは、財政健全化の推進に逆行するものでございます。今後行政は在来の2局施設体制を見直すこと、アウトソーシングによる社会教育施設のあり方等々含め、真の財政健全化施策を根本的に見直し取り組むことが肝心であろうと思っております。以上のことを喫緊の課題として取り組み見直すことを要望いたしまして賛成討論といたします。

次に第55号議案、平成26年度一般会計補正予算に関する賛成討論をいたします。

本議案の人員費増は人勸にかかわるものであります。人勸は国家公務員に対する制

度であり、地方公務員もこの制度を参考にし、それに準ずることには問題はございません。ただし今回の給与改定に向けて国は国家公務員に対し財政事情の深刻化に鑑み、行財政改革の積極的な推進による総人件費の削減、経費の見直し、節減合理化による経費の削減、さらには定員の大幅純減の措置を講ずることを示唆しております。同時に地方公務員に対しても、地方公務員の適正な定員管理の推進、行政の合理化、能率化を図ることを期待しています。今回の衆議院選挙は与党の圧倒的多数で決着いたしました。安倍内閣の地方活性化に向けた地方創生は本気であります。いよいよ地方の力量が試される時であります。消滅自治体に試案された豊能町の活性化の根本は国が提言する総人件費の削減を置いてほかにないと思います。言いかえれば、人件費は豊能町再生の分水嶺そのものであります。そして地方の活性化イコール国の活性化、消滅自治体の解消すなわち国力の創生ということでもあります。ジョン・F・ケネディの、国の求める前に国に何ができるかということをございます。煎じ詰めれば国と地方自治体の協働そのものであります。国の地方創生を受け、近隣の対応は即実行であります。箕面市においては平成27年度より多面評価、相対評価の導入、昇格・降格基準の策定、再チャレンジ制度の導入等々の評価制度の導入を本格実施、さらに5年間の頑張る職員に報いる予算10億円の投入による16億円の人件費抑制効果を図り、差し引き6億円の効果を図る取り組み等々、矢継ぎ早の対策を打っています。また堺市におきましても、人事評価制度による勤務手当への反映、スリムで筋肉質な組織を目指し、定員数の2割以上の削減への取り組み、さらに業務の再配分と職務・職責の変化に応じた給与の検討として職員

の能力とやる気を引き出しつつ、市民にわかりやすい人事給与制度の見直し等々、積極果敢な取り組みを実行しています。豊能町においても人勤を単なる制度で受けとめる安易な昇級にとどめず、能力や実績を評価できる人事評価システムの構築を図り、的確な人事管理を促進することで頑張る職員が報いられるメリ張りの効いた給与体制を構築し、組織の活性化を図ることが急務であります。豊能町は60億サイズの最大のサービス産業であります。サービス産業の基本は人材であります。まちづくり仕掛け人の育成に向けた最良の人事給与体制を早急に立ち上げ、まちの活性化に資することが肝心です。人勤による昇級の前資は国ではなく町が確保するものです。安易な繰入金操作による肥満自治体から、スリムで筋肉質な活性自治体へと脱皮しなければなりません。そして人件費の一翼を担う議会の協力体制も必要不可欠であります。論語にいわく、言必ず信あり行い必ず果たすであります。今後行政が一丸となり喫緊の課題として人件費のあり方を真摯に取り組むことを願ひまして賛成討論といたします。

○議長（竹谷 勝君）

ほかございませんか。

永並啓議員。

○9番（永並 啓君）

9番・永並啓です。

イノベーションとよのを代表し討論をさせていただきます。

まず第47号議案については賛成討論させていただきます。今議会で提案された議案の内容が可決されていないにもかかわらず既に保護者に周知され募集も締め切られていることは議会軽視ともとれることから決して許されるものではありませんが、幼児や保護者への混乱は避けるべきであることから賛成はさせていただきます。しかし

委員会で出たさまざまな意見は真摯に捉えていただき、以降このようなことがないように強く要望させていただき賛成とさせていただきます。

続きまして第51号議案につきましては反対の討論をさせていただきます。今議会は見事なまでの値上げ議会でありました。さまざまな部分で住民の負担をふやす議案ばかりでありました。少しでも未来につながる施策があるのであれば期待も持てるのですが、全くそれがありません。住民に負担はしてもらいますがこういったところに投資し若い人来てもらいますというようなものが何もありません。ひたすら財政健全化のための値上げという説明でありました。下水道料金だけを見れば大阪府下で上から13番目ということなのでそれほど高くないというイメージもありますが、上水道と合わせると大阪府下で2番目に高くなります。近隣と比較してみても既に豊能町は1.5から2倍ぐらい高い状況にあります。現実問題として請求のほうは2カ月に一度、上下水を合わせた料金が請求されるため、住民にとっては上水と下水の区別はありません。そして上下水道の料金は住民の負担が露骨に見え、他市町村との比較も簡単にできてしまうものであります。豊能町は人口の定住化、転入促進が急務であります。そのために行政としても住マイル助成などの施策も打っております。現在のところ余り効果は上がっておるようには見えませんが、現在豊能町に転入している人は誰かが豊能町に住んでいる場合がほとんどであります。そのために豊能町に住んでいる両親と同居、同居の場合は助成金を出しているくらいですが、成功しているとは言えません。よく考えていただきたい。誰かが住んでいるということは、豊能町の実情について確認できるということでありま

す。豊能町に住んでいる人に豊能町のよい点、悪い点を聞くと、悪い点では水道料金が、高い、交通費が高いということがすぐに出てきます。しかしよい点はなかなか出てきません。強いて挙げれば漠然とした教育環境、自然であります。実際町長も答弁で、豊能町の魅力は自然豊かとか安くて戸建てが手に入るとしか答えられておりません。これは一昔前の発想であります。つまり町長も住民にとっても具体的な豊能町のメリットというものがないという状況であります。誰かに豊能町のPRをする場合、とよのんを使ってなどPRをする場合は、水道料金は高いけど特徴的な教育をしているから豊能町はいいよ。教育費はこれだけ無料だからいいよ、お得だよというようなメリットが必要であります。まずそれをつくることが、値上げをする際にはそういったものとセットにすることが必要であります。将来が見えない値上げは閉塞感しか生まれてきません。値上げをするけどこういったことに力を入れて若い世代に来てもらうようにするからということではばらくに関してはこの下水道料金に関しましては現状のまま耐えることを選択すべきであると判断し、第51号議案には反対とさせていただきます。

続きまして第52号議案につきましては反対の討論をさせていただきます。公民館の使用料改定については財政健全化推進プランの一環と言いながら、改定後の増収は年間50万円にもなりません。受益者負担、料金の適性化等は理解しますので値上げはやむを得ないと考えますが、受益者負担、料金の適性化を求めるのであれば、使用料が必要な福祉関係や学校施設も含めて施設使用料をしっかりと見直し適性化することが必要であります。適性化をした上で減免制度も示し、受益者負担を求めなければな

りません。住民は値上げをしたら相当な増収になると考えます。それを繰り返すと、頻繁に値上げをしているという悪いイメージだけが根づいてしまい、住民との協働を進める上でもブレーキになりかねません。現に答弁としまして、消費税が上がったときは検討させていただきますと答えています。1年4カ月後の消費税増税を想定すると、やはりそれまでに施設使用料の全てを見直し再度改定をすべきと考えることから、第52号議案には反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（竹谷 勝君）

ほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

採決の際、起立の場合少しそのままで静止をお願いしたいと思いますので。

第47号議案、豊能町保育の必要性の認定の基準を定める条例制定の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立12：1）

○議長（竹谷 勝君）

起立多数であります。

よって、第47号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第48号議案、豊能町税条例等改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（竹谷 勝君）

起立全員であります。

よって、第48号議案は、委員長報告の

とおり可決されました。

第49号議案、豊能町立留守家庭児童育成室条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（竹谷 勝君）

起立全員であります。

よって、第49号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第50号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（竹谷 勝君）

起立全員であります。

よって、第50号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第51号議案、豊能町下水道条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立8：5）

○議長（竹谷 勝君）

起立多数であります。

よって、第51号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第52号議案、豊能町立公民館条例改正の件に対する委員長の報告は否決であります。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（少数起立5：8）

○議長（竹谷 勝君）

起立少数であります。

よって、第52号議案は、否決されまし

た。

第53号議案、豊能町立総合体育施設条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立12:1)

○議長(竹谷 勝君)

起立多数であります。

よって、第53号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第54号議案、豊能町公共下水道水洗便所改造資金貸付基金条例廃止の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第54号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第55号議案、平成26年度豊能町一般会計補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第55号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第56号議案、平成26年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第56号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第57号議案、平成26年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第57号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第58号議案、平成26年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第58号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第59号議案、平成26年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第59号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第60号議案、平成26年度豊能町水道事業会計補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（竹谷 勝君）

起立全員であります。

よって、第60号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

（発言する者あり）

○議長（竹谷 勝君）

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

第51号議案、豊能町下水道条例改正の件に対する付帯決議を提案したいと思いません。

○議長（竹谷 勝君）

ただいま、野村剛志議員から第51号議案に対する付帯決議の動議がございました。動議には1人以上の賛成者が必要です。野村剛志議員の付帯決議の動議に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

（発言する者あり）

○議長（竹谷 勝君）

動議に所定の賛成者がおりますので、成立いたしました。

この際、暫時休憩します。

（午後2時34分 休憩）

（午後4時12分 再開）

○議長（竹谷 勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま野村剛志議員ほか2名から、第16号議会議案、第51号議案豊能町下水道条例改正の件に対する付帯決議が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思いません。

これに御異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

異議なし多数と認めます。よって。

（発言する者あり）

○議長（竹谷 勝君）

暫時休憩します。

（午後4時14分 休憩）

（午後4時15分 再開）

○議長（竹谷 勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

異議なしと認めます。

よって第16号議会議案を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1「第16号議会議案 第51号議案豊能町下水道条例改正の件に対する付帯決議」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

議長のお許しを得て提案をさせていただきます。

第16号議会議案、第51号議案豊能町下水道条例改正の件に対する付帯決議。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年12月19日提出。

提出者、豊能町議会議員野村剛志、賛同者、菅野英美子、賛同者、同、永谷幸弘。

提案理由。下水道事業特別会計の健全な事業経営を確保する際に、生活弱者に対する特段の配慮を求めるとともに、個別業務委託だけではなく一歩踏み込んだ包括業務委託の検討を要望する。

第51号議案豊能町下水道条例改正の件に対する付帯決議。

今般の豊能町下水道条例改正を実施することに関して、以下のとおり付帯決議する。

1. 人口が減少し、町財政が逼迫している豊能町において、人口流出を防ぎ新しい担税力のある世代の流入を図るなどの、大きな町全体の方向性を示さなければならない現状において、未来を担う低所得者層、



また高齢社会における年金所得にて生活される住民に優しい施策を推進することを希望する。特に生活に重要な上下水道の使用料に関しては、配慮が必要であるとする。そのため、下水道事業の個別業務委託だけでなく、一步踏み込んだ包括業務委託の検討を要望し、今後の下水道の住民負担の軽減を図ることを望む。

2. 財政健全化推進プランにおいて、歳出の削減、住民負担ばかりが目立ち、ますます行政側と住民側との距離が開くと懸念される。今こそ町を団結させ、住民に町の運営に対する理解を得なければならない時期である。そういった住民との合意形成を進めていくためにも、きちんとした施策を考え、何を削減し、何に特化をして町の魅力向上、そして人口の増加を図るのかを明確にして、施策の推進に努められたい。

以上、付帯決議する。

○議長（竹谷 勝君）

これより本件に対する質疑を行います。

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

今回、日本共産党は、とにかく財源を確保するために一般会計からの繰り出しを削減することについてはやめなさいと。そして削減じゃなくてやはり継続させることを訴えてきました。そのことがここには述べられておりません。

そしてもう1点、包括業務委託の検討ということはどういうことなのかお聞きいたします。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

まず今回、この第51号議案については賛成可決をしておるところと認識をしております。ですので引き続き今高尾議員から

ありましたように、本来なら住民にこれは間接負担をしてもらった、いわゆる一般会計からの繰入ですね。それが直接負担となると。これは非常に残念な話でもあると思うんです。ですけれど今決まったことに対して今後さらに住民の負担を強いるということをしてできるだけ回避したいと、そういう思いを持って。また財政が緊迫しているということは、これも認めざるを得ないところで、これについてはしっかり町長に今後の展望、何を本当に削減して何に特化していくのかと。住民負担の軽減につながるような、特に生活に密着、大事な大事な水道ですね。ライフライン、この部分についてのやっぱり値段負担というのは、今回の付帯決議をもって要望をかけていきたいというふうに思っているところです。

そして包括業務委託ということですが、今既に幾つかのことが業務委託を進められている部分ではあると思うんですが、これを各所各所ではなくて包括全体をマネジメントして委託に移るということをすると財源の確保につながる、こういうところが推察されるので、このことを図ること、検討してもらおうというところをしてもらいたい。できるだけ負担を住民に強くないようしてもらいたいというところで上げさせていただきました。既に個別には業務委託はやっておると。その部分を包括でやった方がよりそのメリットが大きいのではないかと、検討してもらいたいというところで話をさせてもらってます。

以上です。

○議長（竹谷 勝君）

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

今、町職員が頑張っただけでこれ経営して、経営じゃなくて、職員も減らされたり、それと漏水の工事でもできるところは職員がや

って財源の削減、そういう努力もしてきているということも答弁でありました。それを今から全体に業務委託するということはどういうことですか。それおかしいですよ。今、町が職員が頑張っているということを全く認めなくて、町職員はどうすればいいんですか。そういうところでの責任はどのように考えておられるんですか。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

この12月議会の一般質問終わってから、実はこの質問してたんなんですけど、その中で実際上下水道に関して、料金の徴収については非常に担当部署は頑張って未納者を減らしたと。約10倍以上減らしたという、こういう実績を本当にとられてました。ですから原課のされたことに対して特に苦言を申すところは今はありません。ただこの付帯決議の2番にも上げさせていただいたんですけど、要は歳出の削減、住民負担ばかりがやっぱり目立っているんですよ。これがやはり削減をして何に特化するかというところ、本当に町長に示してもらいたい。今回の議会の中ではやはりまだ多くを見ないんですが、そのところをやはり今後も示してもらおうように努めていきたい。ですから原課のほうで職員が努力をしてないという話ではなくて、より一層の努力をしてほしい。今は個別的な業務委託にやっているんですが、包括的にやったらもっとスケールメリット、お金のスケールメリットが出るのではないかと。だからそこを検討を要望してるんです。既にそれがもう済んでいるのであればする必要もないのです。でもさらに日々変わりますから、日々の中で検討してもらいたい、こういうことを付帯していきたいというふうに今回提案をさ

せていただきました。

○議長（竹谷 勝君）

あとございませんか。

橋本謙司議員。

○4番（橋本謙司君）

4番・橋本です。

5点お伺いします。

まず1点目が、提案者は今回この第51号議案については賛成をされました。ただここに書かれているような懸念がたくさんあるにもかかわらずなぜ賛成されたのかと、私には全くわかりません。本来これだけの懸念があるのであれば反対してもよかったのではないかというふうに思いますけど、そのあたりはどうお考えか。まずそれが1点目。

それと先ほどの包括業務委託、その理屈はよくわかりますけども、今現状これは行政は検討してるのかしてないのか把握されてるかお聞きします。

次にこの包括業務の委託の検討を、仮にこれを今されてなければ、本来そちらを先にやれば住民負担を強いなくていいんじゃないかという仮説が立てられますけども、そのあたりをどのように考えられたのかお聞きします。

それと2番の、ずっといって、ますます行政側と住民側との距離が開くと懸念されるとあります。これ私どもも会派としてはそのように考えました。だからこそ今回公民館の条例もそうですし、今回のこの条例も我々会派は反対しました。先ほども申し上げたようにこういう懸念があるにもかかわらずあえて賛成をし、こういう付帯決議をつけられる。私自身はすごく論理破綻してるなど。どっちかいうと既成事実をつくるだけというふうにしか見えませんが、そのあたりはどうですか。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

質疑は、今、五つでしたかな。

（発言する者あり）

○1番（野村剛志君）

四つやね。

一つ。まず、なぜ反対をせずに賛成してというところですが、これは原課における今努力を怠っていたのではないと。今ですよ。まだベストな状態ではないんですがベターな状態で、今やれることを職員はこの1年、もっと言うところの直近の半年ぐらい、実際まず自分たちのできることからということで徴収、未納者に対して滞納者に対してとってきた。しかも自分とこの原課だけの話ではなくて、実際その横の連携で住民に対するサービスの向上を努めてきたわけです。その中でやはり原課としては一般会計からの繰入がなくなったということで、その原課を健全に運営するためにこの値上げは必要だと、原課として言ってきたわけです。ですから私はここは反対をしなかったんです。しかしやはりこの町の行政の中においてトップのガバナンスというのはとても大きなもので、このガバナンスを、はっきり言うと期待をしているところです。これは原課ではし尽くせんことがやはりあって、その部分の指示はやっぱり首長がとるべきこと。それにおいて付帯を今回させてもらった。ですから賛成させてもらったのは原課に対する今現状の努力というところでの賛成です。しかし住民負担に対しては町長にもっと施策を講じて何に、何を削減して何に特化するのかしっかり方向を示してほしいと。住民が納得するように。こんだけの負担強いられてもじゃあないよな、仕方ないよなと言えるようなそういう方向性を示してもらいたいということで付帯決

議に記載をさせていただいてる。

次に包括についてですが、包括、全体的なことはまだされてない、実際やってないです。一部についてはされている。しかしだからやってないのか、やってるのか知ってるかと言われると、やっている。まだしてない。厳密に言うと一部についてはしてない。一部してるでしょう。だから。

（発言する者あり）

○1番（野村剛志君）

だから個別ではやっているんです。ですがここからまだできるところがあるかどうかというところは、いまだ検証、要はベストな状態にはなっていないんだというふうに察するところがあり、このようにイイ味をさせてもらったところです。

それから下水道の原課から聞いていることは、個別あるいは包括でのその委託というところは全国的に及んで世界的には、全国的にそして世界的に見られていると。問題があるとは聞いてますが検討は今やっているんだというところで原課からもお話を伺ってます。

四つ目がちょっと抜けましたが。

（発言する者あり）

○1番（野村剛志君）

論理破綻をしていると言われた部分には、私は論理破綻をしていないというふうに思っています。それは1番について述べたとおりです。

以上です。

○議長（竹谷 勝君）

橋本謙司議員。

○4番（橋本謙司君）

とやかく言うつもりは余りありませんけど、やっぱりこれだけたくさん懸念が書かれているにもかかわらず賛成してるというのは、僕はすごく矛盾してるなと思うんですね。そこは僕は違うんじゃないか。こ

れから当然これ議員の個々の判断ですから、  
どうこう言うつもりはありませんけども、  
その辺はもうちょっと勉強されるほうがい  
いというふうに思います。

あともう1点、先ほど原課と首長という  
話ありましたけど、これ議案出してきてい  
るのは、第51号議案別に原課じゃないん  
です。これは町長の意志で最後出されてき  
ている。それに対して別に原課はよくやっ  
たけども首長がどうこうというのは、僕は  
違うと思いますよ。その辺はやっぱり首長  
が最終は判断されてここに出てきてるんだ  
から、やっぱりそこは当然原課のことも踏  
まえながらという思いやりの精神はすごく  
わかりますけども、やっぱりそれは行政と  
対峙するときは僕はそうじゃないというふ  
うには、僕自身はそういう持論で臨んでま  
す。それをどうこうせいということは全く  
言いませんけども、やはりこれから野村議  
員の長い議員人生の中でそのあたりはしっ  
かりと、もうちょっと勉強を僕はすべきや  
というふうに思いますので、しっかりと、  
もうちょっと論理がつながるように、自分  
が反対したことをしっかりと述べれるよう  
にということをもっともっと勉強すべきや  
というふうに思いますので、しっかりとや  
っていただきたいというふうに、応援も含  
めて言うておきます。答弁は結構です。

○議長（竹谷 勝君）

ほかございませんか。

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

私は委員会で、町の99.5%もの下水と  
いうことを守るという形で賛成した者でご  
ざいます。今、付帯決議が出されておしま  
す。これについて非常に、先ほど橋本議員  
もおっしゃったように唐突感があります。  
賛成されてる方たちは同じ会派ではなく、  
賛成反対ばらばら。そして賛同者の中にも

本当にこの中身を知ったかどうかについて  
私はこの2時40分から1時間何分休憩し  
ましたけど、いまだに私は本当に賛同者が  
中身を見て賛同したかどうかについても疑  
問でございます。

一つだけわかりませんが、この下水道を、  
第51号議案で下水道の条例改正について  
付帯決議出すほどの骨子となっている下水  
道事業の個別業務委託だけでなく踏み込ん  
だ包括業務委託を検討要望し。具体的に何  
を要望するんですか。今、2人の方が聞いて  
おったら中身わかりませんか。何を要望  
するんですか。何を期待してまんねん。そ  
うしたら何を具体的に言って、それが下水  
道の住民負担の軽減に図れるんですか。こ  
れだけはわからない。こういうものを出す  
ときには少なくともきちんとした具体的な  
例がなければ僕はいけないと思ってます。  
これが今回、今12月議会で相当な値上げ  
案があって、12月議会の全ての案に対し  
てこのような文書を出すなら私は結構です。  
賛成します。しかし第51号議案だけ狙い  
撃ちみたいな形で出すのは私反対しますよ。  
だから一遍私の言うたことについて、具体  
的に第一次包括、包括業務委託についてお  
答えください。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

質疑にお答えをいたします。

具体的には、例えば本当に水道事業の下  
水道両方ですけど民間委託をすとか、こ  
ういったことも実は視察を行って勉強して  
いるところでもあります。実際は多くの基  
礎自治体においてさまざまな取り組みがな  
されて、その町行政としての歳出を削減す  
る手だては実はとられているところがあり  
ます。しかし生活に直結したものに対して

本来歳入歳出のバランスがとれているのであれば実際は行政で私は生活のライフラインというものはすべきことと、保全をしていくことというふうに考えております。しかし財政推進化プランの中でやると、切り詰めるというところですから、そこについては重きを置いた軸足のあるお金というものの歳入歳出においてどの手法が正しいのか。目的は一つですよ。ですが手法は幾つもあります。その中での選択を町長にしっかりとってもらいたいというふうに思うわけです。住民がよりこの先どのように豊かに暮らせるのか、そのあたりの方向性を本当にお示しいただいて、それをこの付帯決議の中に込めて出させていただいております。

特に福岡議員のおっしゃられるとおり、先ほども橋本議員のおっしゃられるとおりです。本来これは12月定例議会の提案全て、特に値上げをするものに対しては全て言えることです。しかし私は今回はこの住民の本当に先ほどから何遍も申し上げますが生活に直結したライフライン、このものに対する負担の軽減をより一層そこに重点を置いて、ここに置いて検討を要望したいというふうに上げさせていただきました。先輩議員からの御意見はごもっともと承知しており、今後も私自身が勉強して、また議員として成長したいというふうに思うところであります。その中でこういったものについてはもっと掘り下げて提案もさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（竹谷 勝君）

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

だから私は個別でなく、12月のこのあらゆる値上げについて反対賛成を踏まえて、議員の皆さんが反対とか賛成踏まえて、現

実的な問題としてこれを提案されて、値上げに対して提案されるならわかります。だけど下水道にその包括業務委託云々という形では僕は納得できなかったんです。財政再建プランとおっしゃってましたけど、去年の今時分ですわ。12月の末、最終日に出したときには、12月20日付だと思いますけど出したときには下水道据え置きと書いてました。ほんでいつの間にか2月には下水道で、この5年間で1億円やったかな。そういうことを増収を図りますと出てきました。俺この人、この町長さん何考えてる、原課も踏まえて何考えてるんだと。何で下水道だけやと。水道代も一緒に値上げしたらどうやねんと、私そう思いました。そうするのがランニングコストって正常やと思ってました。ところが下水道だから私は下水道、この99.5%の下水道のことをもし仮に値上げしなければ崩れると思って、せっかく豊能町の下水道というのはほとんど完備されてますから、それを踏まえて僕はあえて賛成しただけです。決してあなたがおっしゃっているように住民負担を強いるということについては物すごい心の痛みを感じてますけどそういう感じですよ。だから論理は、あなたの論理じゃなし、町全体の論理が破綻してるのも知ってます。このことで僕は現実的な問題として個別に賛成反対とすることは私はあえて選んだんですけど、あなたの気持ちはわかりますけど、もう一度だけ言いますわ。やっぱり具体的な案を出していただくというのが本当だと思います。賛同者の皆さんも本当に責任あんのやったらきちんと出しなさい。終わり。

○議長（竹谷 勝君）

お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により延長したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹谷 勝君)

御異議なきものと認め、本日の会議時間は延長いたしました。

あとございませんか。

永並啓議員。

○9番(永並 啓君)

済みません。9番・永並啓です。

幾つか質疑させていただきます。

まず生活弱者の人数というか、未来を担う低所得者層また高齢社会における年金所得にて生活させる住民というのは、大体どれくらいの割合がおられるのかお聞かせください。

それとやはり私も福岡議員同様、この具体策がないといけないんじゃないかなというふうに考えております。というのは付帯決議を可決した場合、行政はそれに向かって考えるわけですね、前向きに。それで余りちょっと漠然とした感じだとどのように考えていいのかも示すことができないのではないかなと。

それと最後のもう1点は、この決議はいつをめどに判断されるのか。今まで付帯決議何回か出してますけども、一応行政が回答するというか、付帯決議に出された内容について履行する何か施策を打ってくるということについてある一定の期限というものがありました。つい先日であればときわ台の再開発の問題についても、一応前向きにいろいろと検討しなさいということは言ってます、付帯決議を可決していただきましたけど、それについても期限があります。そういった期限はいつをめどに施策の推進というものに努められたいというふうにしていくのかお聞かせください。

○議長(竹谷 勝君)

野村剛志議員。

○1番(野村剛志君)

まず先に期限から申し上げます。既にもう次の議会では年度の予算が出てくるわけです。ここに至っても既にこの包括業務委託については検討をしてもらいたい。その中で予算が、住民に負担をかけないような予算あるいはその施策を考えてもらいたいというふうに思います。それができるかどうかは、要望ですので町長は考えていただきたいというふうに思います。

それから施策が示されていないと、逆に言うたら具体例がないということですが、例えば申し上げますが、これは本当に民間業務委託そのもの、全てを移管するというのも踏まえて、これは例えばの例ですがあえて申し上げておきます。今質疑がありましたので申し上げますが、あえて民間委託も検討をしてもらいたいと。

以上です。

(発言する者あり)

○議長(竹谷 勝君)

もう1点。

○1番(野村剛志君)

何やった。人数。これは実際、水道や下水を使うその量ですね、このあたりで大体世帯層というのは逆に原課のほうではおおむね推測をできるころかと思います。詳細な人数については私のほうでは今存じておりません。申しわけございません。

○議長(竹谷 勝君)

永並啓議員。

○9番(永並 啓君)

やはりその人数というのは非常に重要で、それによってどれくらいの税収が上がるか、賛成することによってどれくらいの弱者に対する配慮をしたらいいのかということの、金額が変わってくると思うんですね。人数というものはやはり事前に示していただきたかったなというのと、その理屈からいくと、豊能町は高齢化社会が深刻ですね。そ

れで年金生活で年金所得によって生活される方が多くいますとなると、野村議員の案ではこの値上げした分の負担は若い世代、今税金を払っている世帯で担っていただくということになるんですが、それでよろしいのかお聞かせください。

それとあと期間についてですけども、来年度の予算ということで一区切りされましたけども、例えばそれで出なかった場合、やはり私は議会としても、決議賛成した議員なんかは特に、何らかの対応というものをとっていく必要が出てくると考えるわけですね。付帯決議として議会として出したのにも関わらず、それについて行政が何も答えないとすると、予算についても否決なりいろいろなことを考えていく必要があるのではないかと思えますけど、それが要望だけであればちょっと付帯決議としてはちょっと違うんじゃないかなと思うんですが、そこら辺はいかがですか。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

今の、私が議員としてできる、この賛成はいたしました、せめて住民に対するその負担の軽減を、できるだけ早く解消してもらいたいというところで、極めて抽象的で曖昧ではありますが、そういう思いを込めた付帯決議でございます。

それから何やったかな。

（発言する者あり）

○1番（野村剛志君）

若い世代。基本的にはやはり若い世代が住んでいただいて、そして子どもが生まれて人口がふえる。やはりそういった世代が後々大きなやはり担税をしてもらおうというところで、そのあたりはまた検証をしていただきたいというふうに思うところござ

います。実際、そうですね、担い手ですね、担い手がつまり豊能町に流入して、要は引っ越してきやすいと、あるいは親がこの地域におられて、その子どもたちの何人かいる子どもたちのたとえ1人でもまた家族を連れて帰ってくると、そういったところの世代をふやしていただく、そしてしっかりこの地に定着していただいて、納税というものをしてもらいたいというふうに思っています。その負担の軽減というのはその使用料等で大体見て図れるところであるかというふうに思っていますので、そのあたりに対する価格の配慮をしてもらいたいというふうに思うところです。

以上です。

○議長（竹谷 勝君）

永並啓議員。

○9番（永並 啓君）

これを読んでいる限り、一応値上げには賛成されているわけですよ。それで値上げすることは決まりました。そしたらその値上げ分というものをここで負担軽減を、ここに書かれている方たちの負担軽減を、ここに書かれている方たちの負担軽減を、おのずと若い世代の、今、担税力のある世代で負担するというところでしか賄えないと思うんですね。ほかの部分が高齢者の方と低所得者層の方に対する負担軽減をするわけですから、その残りを、税金を今払っている若い世代、多分その方たちが今豊能町がとても転入していただきたいと思っている層かなと思うんですけど、その方たちへの負担を増ということになるかと思うんですが、そこら辺は矛盾してないでしょうか。それを再度お聞かせください。

それと、やはり思いは私もこういう思いは持っております。だから、それでここに二つ目の最後ですね。きちんとした施策を考え、何を削減し、何に特化をして町の魅力向上、そして人口の増加を図るのかを明

確にして、施策の推進に努められたい。これはとつてもよくわかります。そして我々は常にそれを田中町長に言ってきました。しかしそれが一度たりとも出てきたことはないと私たちは認識しています。それが実現可能だというふうにお考えかお聞かせください。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

それが示せるかどうかはもう町長次第だというふうに思っております。

それから私は、ここに今回付帯決議の中に書かせていただいたのは、若い世代ではなくて未来を担う低所得者層の配慮したということで、実際若くて本当に収入が多くなった人には本当に負担をしてもらったらいと思っているわけです。ですから若干その質疑が、私がこの付帯決議に託したところとは、申しわけありません、抽象的過ぎたと思います。そこは私の言葉の使い方の誤りだと反省をしておわびを申し上げますが、未来を担う低所得者層には配慮、若くて担税力がある人は、要は納税する力のある人にはちゃんと出してもらいましょうというところでございます。

以上です。

○議長（竹谷 勝君）

ほかございませんか。

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

野村議員に質疑させていただきます。

この第51号議案は限定された付帯決議ですね。ところが内容を見ると町全体にいろいろな形に及んでいく内容であるねんけれども、例えば一つ質疑しますけれども、提案理由の生活弱者に対する特段の配慮を求め。具体的にこの下水道条例、値上げをし

たことに対してどういう配慮をするんですか。お答えしていただきたいと思います。

それからこの2番目の件ですね。これはこの議案に対する付帯決議は何ら関係ない文章だと思いますけど、その辺の整合性がないと思いますけども、それに関しての考え方を答弁していただきたいと思います。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

川上議員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず減免という措置も、極端なことを言いますと考えられるかと。そのあたりの施策を行使するのは当然町長でございますが、そこを検討してもらいたいという付帯でございます。

（発言する者あり）

○1番（野村剛志君）

さらに今度は負担を強いますので、強いることに対しての減免、新たな減免というところでございます。

それから2番については全体について。ですが、先ほども申しましたが、はっきり申しまして全体に対して言いたいのは山々でございますが、ですから2番につけさせていただきました。特に生活に密着したこの上下水、下水のこの価格の高騰について、値上げについて言及をしたというところでございますので、御理解と御納得をお願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

この付帯決議そのものの考え方をもう少しやっぱり理解して付帯決議をせんと、この付帯決議というのは下水道の条例改正に対する付帯決議やから、先ほど永並議員がお



っしまったように、その内容がわからないわけですね。そういうことで、今回この第51号議案の付帯決議するには、この内容の文章では整合性がないと思いますので、もしこういう内容を理事者側に提案するならば、やはり意見書として、議会としての意見書としてまとめて理事者側に要求するという形にしたほうが整合性がとれると思いますけども、その辺の考え方はありませんか。

○議長（竹谷 勝君）

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

既に上程をしております。そして私は何度も先ほどから繰り返しておりますが、特にライフラインに直結したものに対してお願いをしております。川上議員から、大先輩議員からの御指摘は今後の私の参考にさせていただきますまして、次回より必ずそのように成長してまいりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

よろしいですか。

ほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

橋本謙司議員。

○4番（橋本謙司君）

イノベーションとよのを代表して討論を行います。

第51号議案豊能町下水道条例改正の件に対する付帯決議に対して反対の立場で討論いたします。

ここに書かれているように、人口減少それによる財政の悪化、もうここは本当に日本全国の課題ですし、豊能町も当然であります。ただ我々会派も申し上げたように、

転入促進、定住化の促進、また住民との距離等々を考えると、今のタイミングではないのではないかというふうには感じてます。だからこそ、今ここにたくさんの懸念が書かれてますが、我々はどういうような懸念を考えた上で、今ではない、もう少し待つべきだという判断で、例えば公民館の条例もそうですし、下水道の条例も反対をさせていただいたということでございます。

また先ほどの永並議員の質疑に対する答弁にもありましたけども、ますますこれから高齢化がふえ続けるのに、その高齢者の負担をどんどん軽減する。また本来入ってきてほしい、そういう担税力のある若い方に対しての負担をふやす、それは僕は違うんじゃないかなというふうに思ってます。そのあたりも考えた上で、やはり今回のこの付帯決議は拙速だったのではないかとというふうに判断をしているところでございます。

また何人かの質疑にもありましたけども、これは第51号議案だけに特化したものである。ただここ我々会派についてはそうじゃなくて、るる書かれている懸念については今回の値上げの事案について全て同様のことが言えるという立場で今回臨んでます。だからこそ今回のこの第51号議案に対するものではなくて、本来これはほかの条例に対しても言えることだということもありますので、これを認めることによって、例えば公民館条例は我々の討論の中でも住民との距離が、住民との協働を進めるに当たってブレーキがかかるのではないかとという討論をさせてもらいましたけども、その点についても我々の述べてきた考え、主張というのが曲がることとなりますので、この付帯決議については反対をさせていただきます。どうぞよろしく願いします。

○議長（竹谷 勝君）

あと討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹谷 勝君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(少数起立4:9)

○議長(竹谷 勝君)

起立少数であります。

よって、第16号議会議案は、否決されました。

日程第4「福祉教育消防常任委員会の閉会中の所管事務調査について」を議題いたします。

本件につきましては、会議規則第73条の規定により、閉会中の所管事務調査といたしたい旨、福祉教育消防常任委員会委員長より申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、これを許可いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹谷 勝君)

異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査は、委員長の申し出のとおり許可することに決定しました。

議会運営委員会、広報特別委員会及び環境問題特別委員会の各委員長より、閉会中の調査申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、これを許可いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹谷 勝君)

異議なしと認めます。

よって閉会中の調査を許可いたします。

以上で、本定例会に付された案件は、全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹谷 勝君)

異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

本定例会の閉会に当たり、町長から御挨拶がございます。

田中龍一町長。

○町長(田中龍一君)

第5回豊能町議会定例会閉会に当たりまして一言お礼申し上げます。

本定例会は12月8日に始まり本日まで12日間にわたり全ての議案に対し慎重に御審議いただきありがとうございました。

また一般質問でもさまざまな御意見をいただきありがとうございました。いただきました御意見は今後の町政運営の参考とさせていただきます。

また町政を進めるに当たり、まち・ひと・しごと創生本部から提案される長期ビジョンや総合戦略も踏まえながら、豊能町でも総合戦略を策定し、引き続き人口対策などに取り組んでまいります。

これから年末に向けまして寒さが続くものと思われましても、議員の皆様におかれましてはお体大切にいただき、よき新年をお迎えいただくことをお願い申し上げます。簡単ではございますけれども閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長(竹谷 勝君)

これをもって平成26年第5回豊能町議

会定例会を閉会いたします。  
どうもお疲れさまでした。

閉会 午後5時00分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第47号議案 豊能町保育の必要性の認定の基準を定める条例制定の件

第48号議案 豊能町税条例等改正の件

第49号議案 豊能町立留守家庭児童育成室条例改正の件

第50号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件

第51号議案 豊能町下水道条例改正の件

第52号議案 豊能町立公民館条例改正の件

第53号議案 豊能町立総合体育施設条例改正の件

第54号議案 豊能町公共下水道水洗便所改造資金貸付基金条例廃止の件

第55号議案 平成26年度豊能町一般会計補正予算の件

第56号議案 平成26年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件

第57号議案 平成26年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算の件

第58号議案 平成26年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件

第59号議案 平成26年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件

第60号議案 平成26年度豊能町水道事業会計補正予算の件

福祉教育消防常任委員会の閉会中の所管事務調査について

第16号議会議案 第51号議案豊能町下水道条例改正の件に対する付帯決議

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 2番

同 3番